

令和7年度「鳥取うみなみロード」モニュメント製作・設置業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度「鳥取うみなみロード」モニュメント製作・設置業務

(2) 業務の仕様

別添1「仕様書」のとおり

(3) 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 予算額

金8,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 提案の募集方法

公募型（参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。）とする。この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、令和7年6月20日（金）午後5時15分までに、様式第1号「参加申込書」及び様式第2号「公募型プロポーザル参加資格確認書（単独企業）」又は様式第3号「公募型プロポーザル参加資格確認書（共同企業体（JV）」（以下「参加申込書等」という。）を電子メールもしくはファクシミリにより8の（1）の場所に提出すること。

4 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は単独企業又は本業務受託のために結成された共同企業体（JV）とし、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 法人格を有していること。

ウ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかに登録されている者であること。

（ア）イベント・広告・企画の物品（特注品）

（イ）イベント・広告・企画の看板（デザインと制作）

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年6月20日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより8の（2）の場所に提出すること。この際、この公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに8の（2）の場所に必ず連絡すること。

エ 本件調達の公告日から本件業務の企画書等の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 本件調達の公告日から本件業務の企画書等の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

カ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

キ 本プロポーザルに参加する共同企業体（JV）の構成員でないこと。

(2) 共同企業体（JV）

ア 全ての構成員は、前号のア、イ及びエからオまでに掲げる要件を全て満たしていること。

イ 構成員のいずれかが、前号のウに掲げる要件を満たしていること。

ウ 構成員のいずれかが、前号のカに掲げる要件を満たしていること。

エ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体（JV）の構成員を兼ねている者でないこと。

5 審査会の設置

(1) 企画提案等の順位を決定するため、令和7年度「鳥取うみなみロード」モニュメント製作・設置業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は企画提案等の内容を審議し、順位を決定するものとする。

(3) 審査会は7名以内で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

(4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

6 評価方法

企画書の評価は、別添2「令和7年度「鳥取うみなみロード」モニュメント製作・設置業務委託プロポーザル審査要領」に基づき、次の項目について評価する。

(1) 企画・デザインの創意工夫

(2) 環境との調和

(3) 構造・施工の信頼性

(4) 実施体制・工程管理

7 選定方法

(1) 令和7年度「鳥取うみなみロード」モニュメント製作・設置業務プロポーザル審査会の各審査員（以下「各審査員」という。）の評価点（100点満点）を集計し、その合計点数により順位付けする。

(2) 最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。

(3) 審査の結果、同点の場合は、順位点の方法（各審査員の評価採点により付けられた順位をそのまま得点とし、その点数の合計の値の少ないほうから提案者の順位をつける方法）により、最も高い順位の者を最優秀提案者として選定する。

なお、合計点数が6割以上の最低基準点に達しなかった場合、または、各審査員の1名でも、各評価項目のいずれかで1点の採点とした場合は選定対象外とする。

(4) 審査結果については、インターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/297911.htm>)で公表するとともに提案者全員に通知する。

8 書類の提出先及び問合せ先

(1) この公募型プロポーザルに関する書類の提出及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課 サイクルツーリズム振興室 安田

電話 0857-26-7273/ファクシミリ 0857-26-8308

電子メール kankou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

9 企画書等の提出

(1) 提出方法及び提出場所

10の提出書類をPDFファイルに変換し、同ファイルを記録した電子媒体を8の(1)の場

所に持参又は郵便等により提出すること。

なお、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、提出すること。

（2）提出期間

令和7年5月30日（金）から同年7月31日（木）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便等による場合は、令和7年7月31日（木）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

10 提出書類

（1）企画書

（2）会社概要及び事業実績

（3）見積書

11 提出書類の作成要領

（1）企画書

ア 企画書は、A4サイズとする。縦横およびページ数は問わない。

イ 企画書には、次の内容を記載すること。

（ア）モニュメントのデザイン及びその基本的な考え方（テーマ、工夫等）

（イ）各設置場所における周辺環境への配慮（特に東部については、自然公園法上の許可手続について事前相談済であるか等）

（東部エリア設置に係る注意事項）

- ・自然公園法上の「広告物の設置等」に該当し、許可基準は別添の「自然公園法施行規則第11条第21項第3号」が適用。

- ・形状、色彩等については、別添の「山陰海岸国立公園管理運営計画書（エ. 広告物の設置等（イ）その他の広告物）」の審査基準に適合すること。

※なお、上記の基準に適用するかは、事前に以下の連絡先に相談すること（自然公園法上の設置に係る許可申請については、選定後に実施）。

連絡先：鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課 0857-26-7200

（ウ）構造及び施工方法

（エ）実施体制・工程管理

（2）会社概要及び事業実績

様式及び記載内容は任意とする。

（3）見積書

見積書は、次の注意事項に従って作成すること。

ア 宛名は「鳥取県知事 平井伸治」とすること。

イ 見積書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ウ 2に示す予算額を超える見積書は無効とする。

エ 項目毎（設計・制作・運搬・設置・付帯工事等）に明確に記載すること。

※提出された書類は、原則として返却しない。なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定による公文書の開示の対象になる（同条例の規定による非開示情報に該当するものは除く。）ため、公開に際し、提出者が不利益になる情報は記載しないこと。ただし、提出された書類は提出者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

12 質問事項等について

企画書作成に係る内容及び方法等についての質問は、令和7年7月11日（金）午後5時15

分まで受け付ける。

また、質問は8の（1）に示す問合せ先に対し行うこと。質問のあった事項については、回答状況をインターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/297911.htm>）で令和7年7月31日（木）までに逐次公開する。なお、質問の手段については、電子メール又はファクシミリによること。

1.3 プレゼンテーションの実施

（1）日時 令和7年8月下旬 日時は別途通知する。

（2）場所 鳥取県庁（鳥取市東町1丁目220番地）

（3）実施方法等

ア 同日、別途通知する開始時刻までに、待機しておくこと。

イ プレゼンテーションは、一提案につき20分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、各審査員からの質問時間を10分間設ける。

1.4 契約の締結

7により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、7により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

1.5 契約保証金

契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として本件業務に係る委託料の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1.6 企画書の提出期限・審査のスケジュール

令和7年 5月30日（金）プロポーザル公募開始

6月20日（金）正午 競争入札参加資格登録申請期限（競争入札参加資格者名簿に登録がない場合）

6月20日（金）参加申込みの締切

7月11日（金）参加資格確認結果の通知

7月11日（金）質問事項の締切

※質問内容の回答状況は逐次ホームページで公開する。

7月31日（木）企画書の提出期限

8月 6日（水）プレゼンテーション（審査会）の案内（時間順番等）送付

8月下旬 プレゼンテーションの実施（日時調整中）

※以降 審査結果の通知及び契約締結

1.7 その他

（1）企画書の無効

4の参加資格のない者が提出した企画書、3の参加申込書等の提出がないものが提出した企画書及び虚偽の記載がなされた企画書は、無効とする。

（2）参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（3）著作権の取扱い

鳥取県は提案者に対して、企画書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

（4）暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に

鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として本件業務に係る委託料の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行つたと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（5）提案者の失格

各審査員に対し、事前に働きかけ等を行つた提案者は失格とする。